

コーポレートガバナンスの確立

業務執行・経営の監視の仕組み

持株会社においては、経営監督機能の強化を図るために全取締役10名中3名の社外取締役は月1回以上の取締役会や持株会社における各種会議体に出席しています。また、両代表取締役は監査役会に対しても定期的に業務執行状況を報告する機会を設けて、業務執行に対する監査役の監督機能が果たせる仕組みを構築しています。

一方、各事業会社の監査役（非常勤）を兼務している事業経営支援グループ（持株会社内設置）のメンバーは、各事業会社の経営進捗状況などをモニタリングし、その結果を毎月開催される持株会社の会議で報告しています。

また、経営監査グループは、法令遵守状況やリスクマネジメント状況の監査のほか、専門担当者による建物施設監査も行い、リスク最小化に取り組んでいます。

内部統制システムの整備・強化

2006年4月に持株会社で「内部統制システムの基本方針」を制定するとともに、各事業会社においても同様に制定し、ニチレイグループとしての方針を明確にしました。また、持株会社内に内部統制推進グループを設置し、会社法、金融商品取引法への対応にとどまらず、日常業務の見直しによる生産性向上など企業価値向上を目的として、内部統制システムの整備・強化に取り組んでいます。

リスクへの対応については、代表取締役社長を委員長とするグループリスクマネジメント委員会を設置し、事故・事件の未然防止に向けた施策の立案・実施を行うとともに、発生時の緊急対応に備えています。

さらに、持株会社および各事業会社では、自社の事業特性に応じて、発生し得るリスクについて、自主的かつ主体的に防止策を講じるとともに、重要なリスクについては持株会社の取締役へ報告のうえ、対応を協議しています。

コーポレートガバナンス

→ 選任・解任 → 監査 → モニタリング → 報告 --- 連携 --- 相談・アドバイス

(2007年4月1日現在)

